



# 徳島県報

発行者 徳島県  
発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

号外第4号 令和8年1月23日発行

## 目 次

### 【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
2		令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙 区選出議員選挙における立候補の届出及び 立候補の辞退の届出の受付の場所を告示す る件	
3		令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙 区選出議員選挙における立候補の届出の受 付の順序を定める方法を告示する件	
4		令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙 区選出議員選挙における候補者がポスター 掲示場にポスターを掲示することができる 最初の日を定める件	
5		令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙 区選出議員選挙における選挙人名簿の登録 について選挙時登録の基準日を定める件	
6		公職の候補者等が個人演説会等に使用でき る公営施設として指定した旨の報告があつ た件	
7		公職の候補者等が個人演説会等に使用でき る公営施設の指定を取り消した旨の報告が あった件	

徳島県選挙管理委員会告示第二号

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補の届出及び立候補の辞退の届出の受付は、次に掲げる場所において行う。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

- 一 午前八時三十分から午前九時三十分まで  
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 講堂
- 二 午前九時三十分から午後五時まで  
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

徳島県選挙管理委員会告示第三号

令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補の届出の受付は、選挙の期日の公示の日の午前八時三十分現在において、徳島市万代町一丁目一番地徳島県庁内講堂に到着している者に限り、くじでその順序を定める。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四百四号）第一百四十四条の二第五項の規定により、令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者が同条第一項のポスターを掲示場に同法第一百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定める。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第一項の規定により、令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

令和八年一月二十六日

徳島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百四号）第一百六十二条第三項の規定により、美馬市選挙管理委員会から、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として次のとおり指定した旨の報告があつた。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

施設の名称	所在地
穴吹農村環境改善センター 一階 多目的ホール	美馬市穴吹町穴吹字安成七三番地

徳島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四〇号）第一百六十二条第一項第三号の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、鳴門市選挙管理委員会から指定を取り消した旨の報告があつた。

令和八年一月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

施設の名称	所在地
鳴門市撫佐集会所	鳴門市瀬戸町撫佐字本村六二一の二